

健やか子育て支援行動計画

(大野市特定事業主行動計画)

平成22年 3月30日

大 野 市 長
大 野 市 消 防 本 部
大 野 市 教 育 委 員 会
大 野 市 議 会 議 長
大 野 市 選 挙 管 理 委 員 会
大 野 市 代 表 監 査 委 員 会
大 野 市 公 平 委 員 会
大 野 市 農 業 委 員 会
大野市固定資産評価審査委員会

I 総論

1 目的

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立しました。

本市においても、次世代育成支援についての集中的・計画的な取り組みを推進するため、同法に定められた「特定事業主行動計画」を平成17年3月に策定しました。

今回、国の定める「行動計画策定指針」が社会情勢の変化により見直しされたことや、平成17年に策定した「特定事業主行動計画」の計画期間が終了することなどを踏まえ、「働き方の改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を目指し、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、新たに行動計画を策定し、公表することとします。

2 計画期間

本計画は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを計画期間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策推進法を効果的に推進するため、計画の策定やこれに基づく措置の実施状況の把握や公表などを行う行動計画推進委員会を設置します。
- (2) 次世代育成支援対策に関する研修・講習、情報提供等の実施と、相談窓口の充実を図ります。
- (3) 本計画に基づく措置の実施状況を把握するとともに、職員のニーズ調査を実施します。
- (4) 行動計画の内容を周知徹底するとともに、計画に基づく措置の実施状況を公表します。

II 個別行動計画

本計画を策定するに先立ち、平成22年1月に、全職員の意識調査を実施しました。この意識調査の結果を踏まえ、大野市職員で構成する推進委員会で職員のニーズへの対応を中心にとりまとめを行い、次のとおり個別行動計画を定めます。

1 職員の勤務環境に関すること

(1) 制度の周知

勤務時間に関すること、休暇制度に関すること、育児休業などの休業制度に関すること、共済組合による出産費用の給付等の経済的な支援措置に関することなど、各種制度について取りまとめ、職員に周知徹底を図ります。また、個別に育児休業の制度や手続きの説明を行います。

(平成17年度から実施)

(2) 妊娠中及び出産後における配慮

① 妊産婦である女性職員の勤務環境の配慮

母性保護を適切に実施するため、職員が妊娠を申し出た場合、所属長は妊娠中の職員が負担にならないよう健康や安全に配慮します。

(平成17年度から実施)

② 妊産婦である女性職員の健康診査及び保健指導

妊産中の職員の不安や悩みに対処し、母性の健康管理を適切に実施するため、健康診査のための休暇制度について周知を図るとともに、保健師による健康相談や育児相談を実施します。

(平成17年度から実施)

(3) 子どもの出生時等における父親の育児参加等

① 配偶者出産休暇の取得促進

男性職員が出産時の配偶者を支援するため、2日の範囲内で休暇が取得できる「配偶者出産休暇」の周知を図ります。また、出産時の休暇を取得しやすい職場雰囲気を醸成し、その取得を促進します。

(平成17年度から実施)

② 育児参加のための特別休暇の取得促進

男性職員の育児参加を促進するため、5日の範囲内で休暇が取得できる「育児参加のための特別休暇」（配偶者の産前産後の期間中における育児のため休暇）の周知を図るとともに、その取得を促進します。

(平成17年度から実施)

(4) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

育児休業等の取得を希望する職員について、その円滑な取得の促進を図るため、次のような取り組みを進め、育児休業の取得率を、男性10%、女性100%にします。

(目標達成年度：平成26年度)

① 育児休業等の周知

「育児休業」、「育児短時間勤務」及び「部分休業（育児時間）」等の制度の内容や休業期間中の休業手当金の支給等の経済的支援措置について、制度の周知を図ります。

(平成17年度から実施)

② 育児休業等を取得しやすい雰囲気の醸成

連絡会議等を活用し、育児休業等に関する職場の意識改革を行い、育児休業等を取得しやすい雰囲気を醸成します。

(平成17年度から実施)

③ 職場の体制整備

職員から育児休業等の取得の申出があった場合、所属長は職場内の業務分担の見直しを行い、特定の職員に負担がかからないよう配慮します。また、育児休業職員が安心して休業に入れるよう代替職員の配置を行います。

(平成17年度から実施)

④ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、所属長は、職場や業務の状況について情報提供を行います。また、職場復帰した時もスムーズに職場業務に対応できるよう必要に応じて職場復帰研修を行います。

(平成17年度から実施)

⑤ 育児休業制度の充実

男性職員の育児休業等の取得を促進するため、育児休業等を取得できる職員の対象範囲の見直しや、再度育児休業を取得できる事由の緩和などを行います。

(平成22年度から実施)

⑥ 子どもの看護のための特別休暇の取得促進

小学校就学前の子どもを看護するため、5日の範囲において時間単位で取得できる「子の看護休暇」の周知を図るとともに、取得を希望する職員が100%取得できる雰囲気を作成します。また、取得できる日数を子どもが2人以上の場合は、年10日に拡大します。

(平成17年度から実施、平成22年度から実施)

(5) 時間外勤務の縮減

① 子育てをする職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限

小学校就学前の子どもがいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、制度の周知を図ります。また、3歳未満の子を養育する職員から請求があった場合の時間外勤務を免除する制度を導入します。

(平成17年度から実施、平成22年度から実施)

② 一斉定時退庁日の実施

ノー残業デー（家庭の日）の周知徹底を行うとともに、所属長による定時退庁の率先垂範を行います。

(平成17年度から実施)

③ 事務の簡素化・合理化の推進

既存業務について、業務そのものの見直し、外部委託による簡素化、事務処理体制の見直しなどにより、事務の簡素・合理化を推進します。

(平成17年度から実施)

④ 勤務時間管理の徹底

業務分担の見直しや職場内における応援体制の整備を行い、一定の職員、一定の課に時間外勤務が偏らないよう努めます。

(平成17年度から実施)

⑤ 時間外勤務の縮減に向けた意識啓発等

職員の総労働時間の削減に向けた取り組みとして、1か月60時間を超える時間外勤務をした職員について、時間外勤務代休時間を指定、または手当の支給割合を引き上げる制度を導入するとともに、時間外勤務の縮減の重要性について、管理職をはじめとする職員全体で認識を深める取り組みを進めます。

(平成22年度から実施)

(6) 休暇取得の促進

① 年次休暇の取得の促進

子供の学校行事や家族とのふれあいのために、安心して職員が年次休暇を取得できるよう、事務事業の執行において相互応援ができる体制を整備するとともに、職場雰囲気の醸成を図り、年次休暇取得日数を職員1人当たり平均14.0日にします。

(参考) 平成21年職員1人当たり平均7.7日

(平成17年度から実施、目標達成年度：平成26年度)

② 連続休暇等の取得の促進

夏季休暇の取得を促進するとともに、年次休暇も活用した連続休暇の取得を促進し、心身のリフレッシュを図ります。

(平成17年度から実施)

(7) 仕事優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

① 職員が家庭における役割を分担しながら、かつ、仕事においても能力を十分に発揮できるよう、男女を問わず仕事と家庭の両立を促進するための啓発を行います。

(平成17年度から実施)

② 家庭や地域、職場等あらゆる分野で男女が共に助け合う社会を推進するために、男女共同参画やセクシュアル・ハラスメント防止等の学習会を開催します。

(平成17年度から実施)

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- ① 講演会や研修会においては、保育ルーム等の設置を行い、子育て中の親が気軽に参加できるよう努めます。また、公共施設のベビーチェアやベッドの設置を計画的に行います。

(平成17年度から実施)

- ② 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応対等のソフト面でのバリアフリーの取り組みを推進します。

(平成17年度から実施)

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

① 子どもの体験活動等の支援

- ア) 地域に貢献する子育て支援活動に、職員が機会を捉えて積極的に参加できるような職場づくりに努めます。

(平成17年度から実施)

- イ) 子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施します。

(平成17年度から実施)

- ウ) 市役所の職場を子どもたちにPRし、職場体験を通して次代を担う子どもたちの育成に貢献していきます。

(平成17年度から実施)

② 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

- 安全で安心して子どもを育てることができるよう、地域住民の自主的な防犯活動や青少年の非行防止、立ち直り支援等の活動への職員の積極的な参加を促進します。

(平成17年度から実施)